本庄市生活排水処理施設整備構想(案)

令和7年 月

本庄市

目次

第	1章	本庄市生活排水処理施設整備構想とは	1
		. 構想見直しの趣旨	
	1 - 2	2. 構想見直しの背景と目的	1
	1 - 3	3.生活排水処理施設整備方法の種類	2
第	2章	生活排水処理施設整備状況	3
	2 - 1	. 現市構想の生活排水処理	3
	2 - 2	2. 公共下水道事業	4
	2 - 3	3. 農業集落排水事業	4
	2 - 4	. 合併処理浄化槽	5
		5. し尿処理施設	
第		基本事項の整理	
	3 - 1	. 計画目標年度	8
	3 - 2	2. 計画フレーム値の設定(人口及び世帯数)	8
第		整備手法の検討	
	4 - 1	. 計画対象区域の検討	14
	4 - 2	2. 整備手法の検討	15
第	5章	本構想の結果	16
	5 - 1	. 公共下水道事業	16
	5 - 2	2. 農業集落排水事業	17
	5 - 3	3. 合併処理浄化槽対象区	17
	5 - 4	. 本構想の目標	17

第1章 本庄市生活排水処理施設整備構想とは

1-1. 構想見直しの趣旨

「本庄市生活排水処理施設整備構想」(以下「本構想」という。)は、市民の快適な生活の実現と河川等の水質保全を図るため、令和元年度に策定した「本庄市生活排水処理施設整備構想」(以下「現市構想」という。)を見直しするものです。

本構想では、各地域の特性に応じた最適な整備方法を選定することで、令和23年度を目標とした生活排水処理施設整備率を計画的、効率的に向上を目指すものです。

|1-2. 構想見直しの背景と目的

埼玉県では、県内の生活排水の100%処理を目指し「埼玉県生活排水処理総合基本構想」(以下「県構想」という。)を平成10年度に策定しました。平成16年度に県構想を見直し、改定と中間見直しを経ながら現在に至っています。しかしながら近年、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していることや、地方財政が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、県構想の見直しを行うこととなりました。県構想は各市町村の生活排水処理基本計画等を踏まえ策定しているため、市町村計画の見直し等作業にあたって、県として留意するべき点をまとめた「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル 令和7年2月 埼玉県」(以下「埼玉県マニュアル(R7.2)」という。)が令和6年度に示されました。

それに伴い、本市においても令和元年度に見直した現市構想をもとに、生活排水処理施設の整備構想の見直しを行うものです。なお、現市構想では令和7年度までに整備可能な手法を設定していましたが、本構想では現市構想の整備手法を基本としつつ、令和23年度までに整備可能な手法に見直します。

本庄市生活排水処理施設整備構想(現市構想)

- ·公共下水道1処理区、農業集落排水5処理区
- その他地区:合併処理浄化槽



本庄市生活排水処理施設整備構想(本構想)

現市構想を基本としつつ、

令和23年度までに整備可能な手法に見直し、 生活排水処理施設整備率の向上を目指す。

図 1-1 構想策定の背景と目的

1-3. 生活排水処理施設整備方法の種類

生活排水処理施設には様々な整備方法があり、地域の特性や住民要望、経済比較などを 考慮して最適な方法を選択しています。

現市構想では、次のように整備方法を選択しています。

〇公共下水道

市街化区域、用途地域指定区域を主に、将来的にも市街地を形成する区域を公共下水道事業で整備することとしています。

〇農業集落排水

農村部の集落のうち、集合処理が有利と判断した区域を対象に、整備を行い、農業集落排水事業で整備する区域としております。

〇合併処理浄化槽

人家のまばらな区域、公共下水道区域や農業集落排水区域以外で個別処理が有利と判定された区域を合併処理浄化槽により整備することとしています。

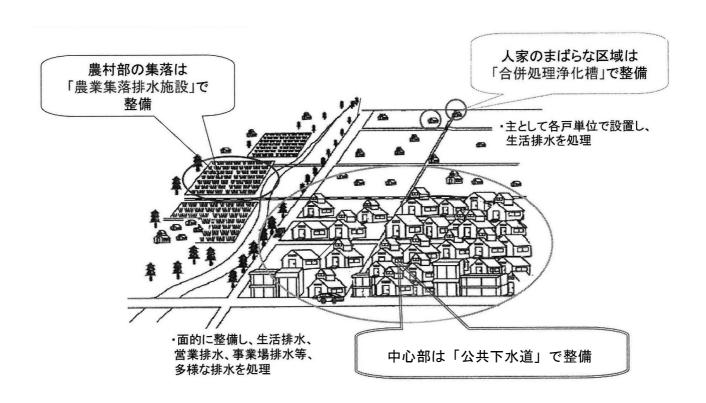


図 1-2 生活排水処理施設整備方法の種類のイメージ図

第2章 生活排水処理施設整備状況

2-1. 現市構想の生活排水処理

本市の生活排水処理事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽等、地域の状況に応じ様々な事業により整備されています。

これらの事業について、現市構想においての目標は次のとおりとなっています。

表 2-1 現市構想の目標

単位:人

				ー ー ー ・ ハ	
+ 44		現市構想(令和元年度策定)			
事業	名 年度	平成 29(基準年度)	—(中間目標年度)	令和7(目標年度)	
	公共下水道事業	40, 796	_	51, 047	
処	農業集落排水事業	2, 932		2, 322	
理人	合併処理浄化槽	18, 839		22, 001	
	生活排水処理人口	62, 567		75, 370	
	生活排水処理率	81%		100%	
未加	し尿処理		_		
未処理人口	単独処理浄化槽	15, 983		0	
	非生活排水処理人口				
	合計	78, 550	_	75, 370	

※外国人含む。

※出典:現市構想(令和元年度策定)

2-2. 公共下水道事業

公共下水道事業は、本市の生活排水処理事業のなかで最も処理人口の多い事業であり、主 に本庄地域の市街化区域や児玉地域の用途地域指定区域内で事業を進めています。

公共下水道事業の計画は、将来的な整備目標を定める「全体計画」と、当面の実施計画を 定める「事業計画」があります。最新の計画は全体計画、事業計画共に令和2年度に策定し ており、現市構想との整合を図り、計画区域、計画人口、汚水量等を見直しています。

	全体計画 (令和2年度策定)	事業計画 (令和2年度策定)	現況整備状況 [※] (令和6年3月31日現在)
目標年次	令和8年度	令和8年度	_
処理面積	1, 336 ha	1, 336 ha	1, 210ha
処理人口	50,770人	50, 770人	48,016人 (うち水洗化済 43,016人)
汚水量(日最大)	32, 412 m³/日	32,412 m³/日	_

表 2-2 本庄市公共下水道事業

2-3. 農業集落排水事業

農業集落排水事業は、本市北部、国道17号以北から利根川に至る農村部において実施して おり、現在までに6処理区がすべて供用を開始しています。

なお、現市構想で公共下水道へ編入することが位置付けられていた都島処理区について は、令和4年度に編入が完了しています。

^{※「}下水道事業概要 令和5年度」より

表 2-3 本庄市農業集落排水事業

(令和6年3月31日現在)

-					· 1- 11-	
処理区名	都島*	田中	宮戸	牧西	滝瀬·堀田	仁手・下仁手・久々宇
施設完成年月日	ı	平成6年3月31日	平成7年9月30日	平成 15 年 3 月 6 日	平成 21 年 3 月 16 日	平成 29 年 3 月 24 日
供用開始年月日	ı	平成7年4月1日	平成8年4月1日	平成 15 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
計画処理面積	İ	21. 9ha	19. 2ha	41. 1ha	21. 7ha	51. 0ha
計画処理人口	I	590 人	500 人	1, 010 人	880 人	980 人
現況処理人口		308 人	278 人	596 人	520 人	811 人
(うち 水洗化済)	_	(308人)	(269人)	(531人)	(375人)	(449人)
処理水量	_	114 ㎡/日	113 m ³ ∕⊟	91 m³∕⊟	134 m ³ ∕⊟	156 ㎡∕日
汚水処理方法	_	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	嫌気性濾床及び 接触ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式	連続流入間欠 ばっ気方式

[※]令和4年度に公共下水道に編入済み。

2-4. 合併処理浄化槽

本市では合併処理浄化槽に転換する場合、費用の一部を補助する制度を設けています。令和2年度から令和6年度までの5年間の補助件数は次のとおりです。

また、参考として令和2年度から令和6年度までの新設合併処理浄化槽の設置件数を計上 します。

表 2-4 合併処理浄化槽設置件数 (令和 2 年度~令和 6 年度)

単位:基

年度	補助件数 (転换 ^{※1})	新設 ^{※2}
令和2年度	16	178
令和3年度	24	180
令和4年度	21	146
令和5年度	9	112
令和6年度	9	114
計	79	730

^{※1}建築確認を伴わない既設単独処理浄化槽又は汲取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替えること

^{※「}下水道事業概要 令和5年度」より

^{※2}補助件数を含む

^{※2}新設合併処理浄化槽の件数は、浄化槽設置届出、浄化槽調書による専用住宅

表 2-5 本庄市浄化槽設置補助金制度概要

〇補助対象区域

次の区域を除く市内全域

- · 流域関連公共下水道整備区域
- 農業集落排水整備区域

〇補助金額

本庄市浄化槽設置補助金交付要綱に基づき、合併処理浄化槽の転換に要する費用及び配管費並びに処分費に相当する額を補助する。

• 転換費補助金

5人槽352,000円6~7人槽434,000円8~10人槽568,000円

• 配管費補助金

配管費補助金限度額(10人槽以下) 150,000円

· 処分費補助金

処分費補助金限度額(10人槽以下) 90,000円

※「本庄市浄化槽設置補助金交付要綱」より

2-5. し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設利根グリーンセンターにおいて処理されています。 同施設は、本市を含む1市3町により構成されている児玉郡市広域市町村圏組合により運営されています。

表 2-6 し尿処理場の概要

名称	利根グリーンセンター	所在地	本庄市新井 1029-1			
構成市町村	本庄市・美里町・神川町・上里町					
処理能力	150 kl/日(し尿 109 kl/日、浄化槽汚泥 41kl/日)					
処理方法	標準脱窒素処理方式+凝集分離、オゾン、ろ過処理方式					
供用開始	平成2年4月					

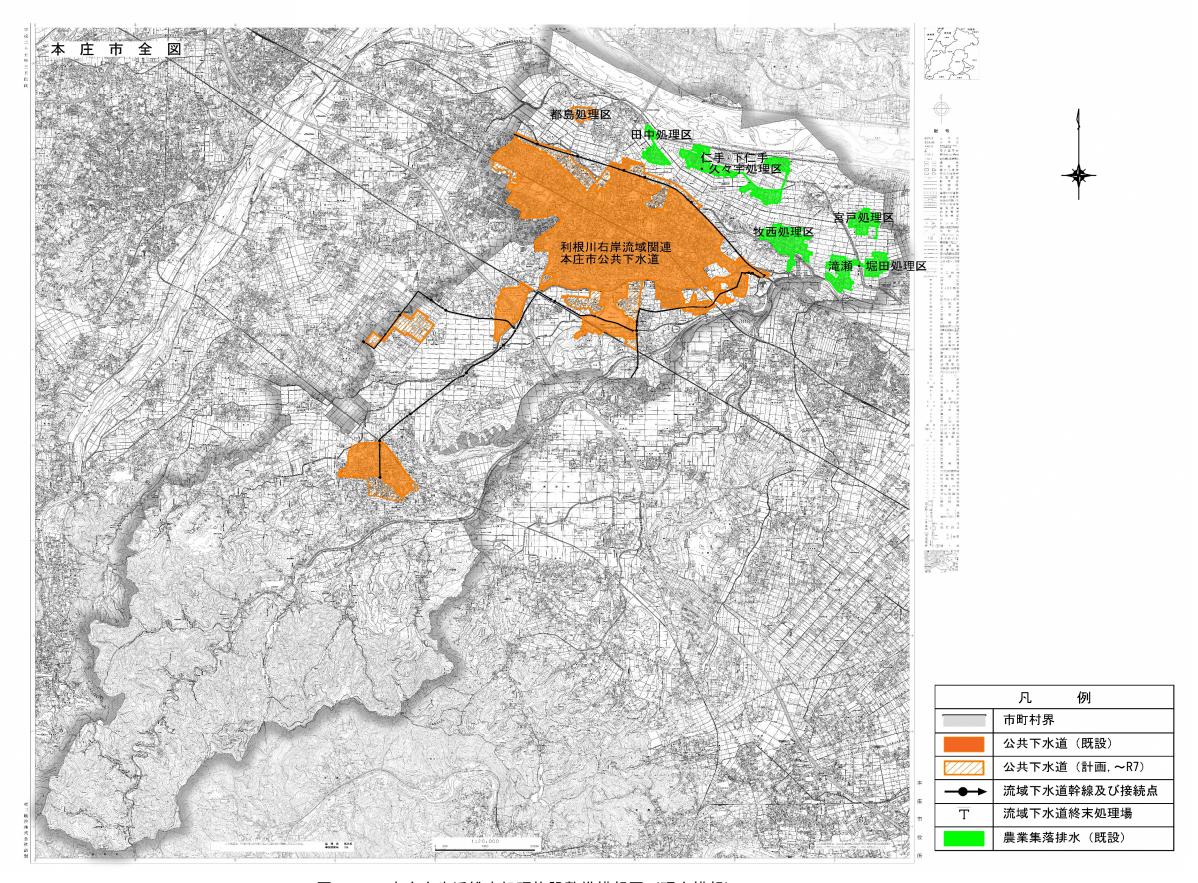


図2-1 本庄市生活排水処理施設整備構想図(現市構想)

第3章 基本事項の整理

3 - 1. 計画目標年度

本構想の策定における計画目標年度は、埼玉県マニュアル(R7.2)との整合を図り、令和23年度とします。

	現県構想	埼玉県マニュアル (R7. 2)	本構想
目標年度	令和7年度	令和23年度	令和23年度
中間目標年度		令和13, 18年度	令和13, 18年度
基準年度	平成29年度	令和6年度	令和6年度

表 3-1 計画目標年度

3-2. 計画フレーム値の設定(人口及び世帯数)

(1)人口及び世帯数の推移

令和6年度を基準年度として、過去10年の行政人口の推移をみると、平成27年以降減少傾向が続いています。

また、1世帯当りの人員も減少し続けており、過去10年間で0.29人/世帯ほど減少しています。

項目	世帯数(世	<u>t</u> 帯)	人口(人)		人口	世帯構成人員	
年度	住民基本台帳	国勢調査	住民基本台帳	国勢調査	増減	(人/世帯)	
H27	33, 238	31, 004	78, 989	77, 881	-257	2. 38	
H28	33, 612		78, 781		-208	2. 34	
H29	33, 906		78, 550		-231	2. 32	
H30	34, 235		78, 082		-468	2. 28	
R1	34, 725		78, 022		-60	2. 25	
R2	35, 162	33, 033	77, 793	78, 569	-229	2. 21	
R3	35, 477		77, 552		-241	2. 19	
R4	36, 043		77, 473		-79	2. 15	
R5	36, 245		77, 013		-460	2. 12	
R6	36, 534		76, 429		-584	2. 09	

表3-2 人口の現況

出典:本庄市住民基本台帳各年4月1日(本庄市HP)

[※]世帯構成人員は外国人を含む。

[※]国勢調査は、各年10月1日の数値

(2) 将来人口の見通し

1) 将来行政人口の予測

平成27年度~令和6年度の行政人口をもとに将来値の予測を行い、その予測値と 関連計画における予測値を併記します。

表3-3 将来人口の見通し

単位:人

		\B 1						里位:人
	過年度人口動態からの予測値							
年度	年平均 増減数 R ² =0.9677	年平均 増減率 R ² =0.9670	修正指数 曲線 R ² =0.9668	べき 曲線 R ² =0.8497	ロジス ティック R ² =0.9710	本庄市 総合 振興計画	社人研値 [※] (R5.12推計)	利根川 流総計画
R7	76, 448	76, 150	76, 345	76, 982	75, 979	75, 365	76, 871	
R8	76, 189	75, 871	75, 999	76, 896	75, 443			77, 853
R9	75, 931	75, 594	75, 632	76, 817	74, 841			
R10	75, 673	75, 318	75, 241	76, 744	74, 166			
R11	75, 415	75, 043	74, 827	76, 676	73, 410			
R12	75, 156	74, 769	74, 386	76, 612	72, 566	72, 533	74, 876	
R13	74, 898	74, 495	73, 919	76, 552	71, 625			76, 530
R14	74, 640	74, 223	73, 422	76, 496	70, 582			
R15	74, 381	73, 952	72, 894	76, 443	69, 428			
R16	74, 123	73, 682	72, 333	76, 393	68, 156			
R17	73, 865	73, 413	71, 738	76, 345	66, 760	69, 592	72, 647	
R18	73, 606	73, 144	71, 105	76, 299	65, 235			74, 699
R19	73, 348	72, 877	70, 433	76, 256	63, 578			
R20	73, 090	72, 611	69, 720	76, 214	61, 786			
R21	72, 831	72, 345	68, 962	76, 174	59, 862			
R22	72, 573	72, 081	68, 156	76, 136	57, 807	66, 535	70, 214	
R23	72, 315	71, 818	67, 301	76, 099	55, 627	65, 907 [*]	69, 701 [*]	72, 601
R24	72, 057	71, 555	66, 393	76, 063	53, 332			
R25	71, 798	71, 294	65, 428	76, 029	50, 934			
R26	71, 540	71, 033	64, 403	75, 996	48, 449			
R27	71, 282	70, 774	63, 314	75, 964	45, 892	63, 393	67, 647	

※社人研値:国立社会保障・人口問題研究所による「市区町村別将来推計人口」(令和5年12月推計)から把握

[※]本庄総合振興計画 (R5.3) の将来人口は、本市人口ビジョン (H28.3) の推計値を採用

[※]本庄市総合振興計画におけるR23値は、R22値及びR27 年度値の直線補間により算出

[※]社人研値におけるR23年度値は、R22年度値及びR27年度値の直線補間により算出

[※]決定係数 (R2) は、1に近いほど分析の精度(信用度)が高いことを示す。

表3-4 将来人口の予測式

※予測式は以下のとおり

• (1) 年平均増減数

y = ax + b $y = y_o (1 + r)^x$

• (2) 年平均増加率

• (3) 修正指数曲線

 $y = K - ab^x$

・ (4) べき曲線

 $y = Ax^a$

(5) ロジスティック曲線

ここに、 _ν:推計人口

x:推定年次(平成·年)

k:飽和人口(三群法により設定)

a,b,A: 定数(実績をもとにエクセルでグラフ作成後

近似式を導き、*a*,*b*,*A* を決定)

※ 将来人口を推計するために用いる数学的予測式

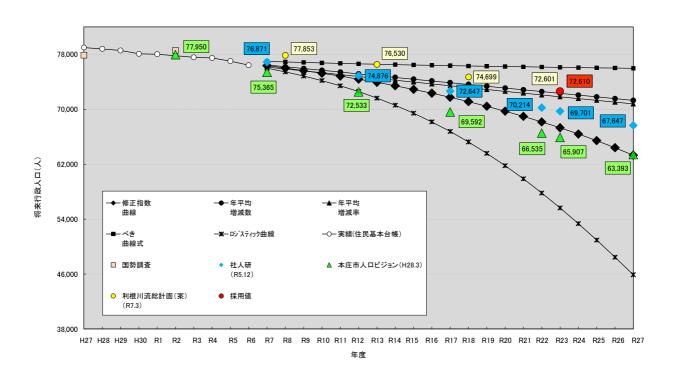


図3-1 将来人口の見通し

数学的推計においては、5式のうち、(1)年平均増減数、(2)年平均増減率、(3)修正指数曲線、(5)ロジスティック曲線が同程度の高い決定係数(信用度)を示すとともにいずれも減少傾向であり、令和23年度人口は55,627人~72,315人の範囲となっています。また、本市の年齢別人口構成を考慮し、コーホート要因法に基づいて算出された本庄市総合振興計画、社人研及び利根川流総計画(案)(R7.3)の推計値についても減少傾向を示しており、令和23年度人口は65,907人~72,601人となっています。

数学的推計は、実績値を時系列解析し理論的に将来人口の傾向線を予測したものの、本市における年齢別人口構成等を考慮していないことから、不採用とします。

一方、社人研及び利根川流総計画では、どちらも令和2年度国勢調査を基にコーホート要因法を用いた推計を行っていますが、令和23年度人口において、利根川流総計画値である72,601人が社人研値である69,701人を上回っています。また、本庄市総合振興計画では、平成27年度国勢調査を基に推計を行っておりますが、本構想では、計画汚水量が大きくなる安全側を考慮し、利根川流総計画値である72,601人(令和23年度人口)を採用します。なお、採用値は10人単位で丸め、令和23年度計画行政人口を72,610人とします。

中間目標年度についても、同様に利根川流総計画値を10人単位で丸めたものを採用します。

 年度
 人口

 令和6年度(基準年度)
 76,429人

 令和13年度(中間目標年度)
 76,530人

 令和18年度(中間目標年度)
 74,700人

 令和23年度(目標年度)
 72,610人

表 3-5 計画人口採用値

2)地区別人口予測

前項で設定を行った本市の人口フレームの中で、地区別の人口設定を行います。 地区別人口については、まず、各地区の行政人口実績を基に数学的手法にて将来地区 人口を推計し、将来の地区別人口比率を算出しました。その後、前項で設定した市全体 行政人口に将来の地区別人口比率を乗じることで地区別人口を設定しました。

表3-6 地区別人口の見通し

単位:人

								単位:人
R6 (現況)	R13	R18	R23	地区名	R6 (現況)	R13	R18	R23
1, 234	1, 265	1, 229	1, 191	北泉地区	5, 431	5, 510	5, 451	5, 354
2, 268	2, 327	2, 261	2, 190	今井地区	1, 807	1, 834	1, 820	1, 793
636	603	582	560	児玉町児玉南	1, 402	1, 478	1, 499	1, 502
1, 035	1, 070	1, 024	979	児玉町八幡山	840	816	788	760
1, 966	1, 972	1, 920	1, 863	児玉町児玉	5, 502	5, 427	5, 273	5, 106
3, 130	3, 018	2, 924	2, 826	児玉町金屋	2, 123	2, 078	2, 005	1, 930
3, 698	3, 714	3, 605	3, 489	児玉町長沖	258	245	237	229
583	583	562	539	児玉町高柳	431	415	402	388
1, 699	1, 692	1, 659	1, 619	児玉町飯倉	464	463	447	429
1, 315	1, 377	1, 348	1, 312	児玉町宮内	375	372	356	341
2, 341	2, 325	2, 271	2, 208	児玉町塩谷	435	441	426	411
2, 527	2, 516	2, 442	2, 363	児玉町保木野	231	202	194	187
4, 101	4, 054	3, 955	3, 844	児玉町田端	387	375	361	346
2, 001	2, 000	1, 960	1, 911	児玉町秋山	800	798	763	729
1, 813	1, 692	1, 646	1, 596	児玉町小平	655	642	615	589
1, 557	1, 571	1, 537	1, 497	児玉町太駄	209	202	189	178
2, 842	2, 908	2, 864	2, 803	児玉町河内	194	189	182	175
1, 483	1, 525	1, 508	1, 480	児玉町稲沢	58	61	57	55
1, 855	1, 868	1, 841	1, 801	児玉町元田	141	139	133	127
686	701	696	687	児玉町蛭川	905	891	863	833
1, 369	1, 360	1, 317	1, 271	児玉町下真下	232	237	230	224
927	922	903	879	児玉町共栄	356	367	359	350
1, 378	1, 366	1, 338	1, 305	児玉町上真下	519	543	528	512
1, 217	1, 380	1, 422	1, 443	児玉町吉田林	1, 407	1, 345	1, 307	1, 267
520	565	564	556	児玉町入浅見	492	530	515	499
2, 397	2, 339	2, 240	2, 144	児玉町下浅見	531	543	525	507
1, 413	1, 376	1, 325	1, 272	児玉町高関	108	108	107	104
2, 145	2, 187	2, 126	2, 059	総数	76, 429	76, 530	74, 700	72,610
	1, 234 2, 268 636 1, 035 1, 966 3, 130 3, 698 583 1, 699 1, 315 2, 341 2, 527 4, 101 2, 001 1, 813 1, 557 2, 842 1, 483 1, 855 686 1, 369 927 1, 378 1, 217 520 2, 397 1, 413	(現況) R13 1, 234 1, 265 2, 268 2, 327 636 603 1, 035 1, 070 1, 966 1, 972 3, 130 3, 018 3, 698 3, 714 583 583 1, 699 1, 692 1, 315 1, 377 2, 341 2, 325 2, 527 2, 516 4, 101 4, 054 2, 001 2, 000 1, 813 1, 692 1, 557 1, 571 2, 842 2, 908 1, 483 1, 525 1, 855 1, 868 686 701 1, 369 1, 360 927 922 1, 378 1, 360 1, 217 1, 380 520 565 2, 397 2, 339 1, 413 1, 376	(現況) R13 R18 1, 234 1, 265 1, 229 2, 268 2, 327 2, 261 636 603 582 1, 035 1, 070 1, 024 1, 966 1, 972 1, 920 3, 130 3, 018 2, 924 3, 698 3, 714 3, 605 583 583 562 1, 699 1, 692 1, 659 1, 315 1, 377 1, 348 2, 341 2, 325 2, 271 2, 527 2, 516 2, 442 4, 101 4, 054 3, 955 2, 001 2, 000 1, 960 1, 813 1, 692 1, 646 1, 557 1, 571 1, 537 2, 842 2, 908 2, 864 1, 483 1, 525 1, 508 1, 855 1, 868 1, 841 686 701 696 1, 369 1, 360 1, 317 927 922 903 1, 378 1, 366 1, 338 1, 217	(現況)	(現況) R13 R18 R23 地区名 1,234 1,265 1,229 1,191 北泉地区 2,268 2,327 2,261 2,190 今井地区 636 603 582 560 児玉町児玉南 1,035 1,070 1,024 979 児玉町八幡山 1,966 1,972 1,920 1,863 児玉町児玉 3,130 3,018 2,924 2,826 児玉町金屋 3,698 3,714 3,605 3,489 児玉町長沖 583 583 562 539 児玉町高柳 1,699 1,692 1,659 1,619 児玉町飯倉 1,315 1,377 1,348 1,312 児玉町宮内 2,341 2,325 2,271 2,208 児玉町保木野 4,101 4,054 3,955 3,844 児玉町田端 2,001 2,000 1,960 1,911 児玉町秋山 1,813 1,692 1,646 1,596 児玉町八平 1,557 1,571 1,537 1,497 児玉町和八平 1,557 1,571 1,537 1,497 児玉町和八中 1,557 1,571 1,537 1,497 児玉町和八中 1,483 1,525 1,508 1,480 児玉町稲沢 1,483 1,525 1,508 1,480 児玉町稲沢 1,369 1,360 1,317 1,271 児玉町正川 1,369 1,360 1,317 1,271 児玉町下真下 927 922 903 879 児玉町上真下 1,217 1,380 1,422 1,443 児玉町上真下 1,217 1,380 1,422 1,443 児玉町古井林 520 565 564 556 児玉町入浅見 2,397 2,339 2,240 2,144 児玉町下浅見 1,413 1,376 1,325 1,272 児玉町高関	(現況)	(現況) KI3	(現況) R13

※地区別人口の算出は、端数処理を行っているため、各地区の合計値と総数として示した市全体計画行政人口の値は合わない場合がある。

(3)世帯数の見通し

世帯数については、地区別の現況世帯数を把握するとともに、社人研による「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)一令和6年11月推計一」を参考とし、将来世帯数を設定します。

表3-7 社人研による埼玉県の将来世帯人員

年度	世帯人員((人/世帯)
十 尺	埼玉県	R6比
R6	2. 18	1. 000
R13	2. 07	0. 950
R18	2. 03	0. 931
R23	2. 01	0. 922

社人研の予測から、世帯人員の伸び率 (R13で0.950、R18で0.931、R23で0.922) を本市に当てはめると次のようになります。

表3-8 世帯人員、世帯数の見通し

			本庄市	
年度	増減率	将来平均世帯人員 (人/世帯)	将来人口 (人)	将来世帯数 (世帯)
R6 (実績)	– 2. 09		76, 429	36, 534
R13	0. 950	2. 09 × 0. 950 = 1. 99	76, 530	38, 460
R18	0. 931	2. 09 × 0. 931 = 1. 95	74, 700	38, 310
R23	2. 09 × 0. 922		72, 610	37, 625

第4章 整備手法の検討

4-1. 計画対象区域の検討

埼玉県マニュアル (R7.2) P.12において、「下記を共に満たす市町村は整備手法の見直しを行うこと。その他市町村が必要と判断する場合は検討(見直し)を行うこと」とあります。

- ア. 令和5年度末時点で集合処理の供用未開始があること
- イ. 集合処理について、令和5年度末の汚水処理人口普及率が、現市構想目標値に 対して85%未満であること。

また、埼玉県マニュアル別添(R7.2)において、今回の見直し対象区域は生活排水処理区域の事業実施区域外となっています。

これは、近年の整備が概成に近づいていることから、現市構想における整備手法の見直 しは行わないことを基本としつつも、集合処理区域とした区域のうち整備が計画通りに進 まない区域について再度妥当な整備手法の検討を行うことが目的と想定されます。本庄市 については、公共下水道区域について供用未開始の箇所がありますが、現市構想目標値に 対し、令和5年度末の汚水処理人口普及率は91.6%となっており、順調に整備が進んでいる ため、生活排水処理区域の事業実施区域外の整備手法の見直しは行わず、引き続き生活排 水処理区域の整備を進めます。

ただし、現市構想では令和7年度を目標に整備できる範囲を下水道区域と位置付けていましたが、本構想では令和8年度以降、短期的に下水道整備が可能な区域として、以下の 区域について今回の見直し対象区域とします。

なお、令和23年度までの中期的な計画として、宮戸処理区、牧西処理区、滝瀬・堀田処理区について公共下水道区域への編入を進めます。

- 栗崎地区【栗崎地区(北部)整備計画】
- 農業集落排水田中処理区
- 整備済み区域の周辺家屋

4-2.整備手法の検討

|(1) 栗崎地区【栗崎地区(北部)整備計画】

現市構想の費用比較において集合処理への接続が有利とされましたが、現市構想の目標 年度の令和7年度末までに整備が不可能であるとして、浄化槽区域として位置付けられて いる栗崎地区のうち、本庄市立地適正化計画で居住誘導区域及び都市機能誘導区域に位置 付けられ、栗崎地区(北部)地域整備計画で今後の整備方針が示された箇所について、下 水道計画区域に追加します。

(2)農業集落排水処理区域

【田中処理区】

農業集落排水施設について、平成26年度の接続検討において、都島処理区と田中処理区は、公共下水道へ接続することが経済的に有利とされていました。ただし令和元年度に策定した現市構想では、田中処理区については、令和7年度末までの接続が難しいため、農業集落排水区域としていました。本構想で、田中処理区についても公共下水道区域へ編入します。

【その他の処理区】

令和23年度までの中期的な計画として、公共下水道へ編入することが経済的に有利とされている宮戸処理区、牧西処理区、滝瀬・堀田処理区を順次公共下水道区域へ編入します。

また、令和23年度以降の長期的な計画として、仁手・下仁手・久々宇処理区についても公共下水道区域への編入を検討します。

(3)整備済み区域の周辺家屋(全体計画区域外流入エリア)

全体計画区域外の周辺家屋について、公共下水道へ接続済みの家屋を本構想で公共下水 道区域へ位置付けます。

第5章 本構想の結果

5-1.公共下水道事業対象区域

公共下水道対象区域は前章の結果を基に以下の区域を位置付け、区域面積は1,410haとなります。

- 1) 既全体計画区域である1,336haの区域
- 2) 農業集落排水施設として既に整備完了している田中処理区域(本構想で公共下水道へ編入)
- 3)公共下水道区域外流入として、既に汚水を取り込んでいる整備済み区域の周辺家屋等
- 4) 栗崎地区【栗崎地区(北部) 整備計画】

表 5-1 公共下水道対象区域

								
地区		面積(ha)	備考					
事業実施区域	公共下水道全体計画区域 (既計画)	1, 335. 60	R2全体計画値。(本庄公共下水道及び児玉公共下水道 を合算)					
	田中処理区(旧農集区域)	11. 24	農業集落排水田中処理区(21.9ha)のうち、田畑を除る 精査した区域を公共下水道区域として位置付ける。					
	整備済み区域の周辺家屋	46. 17						
事業実施区域以外	栗崎地区 【栗崎地区(北部)整備計画】)	17. 16						
区域から削除	都島処理区の一部(田畑)	-0. 16						
公共下水道区域 計		1, 410. 0 ≒ 1, 410						
令和 5 年度末既整備面積		1, 210						
残整備面積		200						

5-2. 農業集落排水事業対象区域

農業集落排水対象区域は、田中処理区は本構想で公共下水道区域へ編入し、既に整備の 完了している「宮戸」、「牧西」、「滝瀬・堀田」、「仁手・下仁手・久々宇」の4処理 区とします。

この4処理区についても、経済情勢などを踏まえたうえで、順次公共下水道区域への編入を効果的に進めます。

地区	面積(ha)	備考
宮戸処理区	19. 20	
牧西処理区	41. 10	
滝瀬・堀田処理区	21. 70	
仁手・下仁手・久々宇処理区	51.00	
農業集落排水区域 計	133. 0 ≒ 133	田中処理区を公共下水道区域へ編入。

表 5-2 農業集落排水事業対象区域

5-3. 合併処理浄化槽対象区域

公共下水道及び農業集落排水の集合処理区を除いたすべての区域とします。

|5-4.本構想の目標

本構想の結果をまとめると、整備手法別の目標人口及び生活排水処理率の目標値は、次のとおりです。

		R6	R13	R18	R23	
		(基準年度)	(中間目標年度)		(目標年度)	
行政人口(人)		76, 555	76, 530	74, 700	72, 610	
生活排水 処理人口 (人)	公共下水道	47, 933	49, 839	49, 479	48, 949	
	農業集落排水事業	2, 504	2, 058	1, 966	1, 874	
	合併処理浄化槽	20, 703	21, 935	22, 278	21, 787	
	合計	71, 140	73, 831	73, 723	72, 610	
未処理人口(人)		5, 415	2, 699	977	0	
生活排水処理率(%)		92. 9%	96. 5%	98. 7%	100.0%	

表 5-3 本構想の目標値

[※]令和6年度は「汚水処理人口普及状況調査」と整合。そのため行政人口は第3章と異なる。

